

小野市における地域クラブ活動  
ガイドライン

令和8（2026）年4月

小野市教育委員会

## はじめに

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本市においても、今後、存続が厳しい状況になることが予想されます。

また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっております。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市での地域展開を進めるにあたり、令和9年度（総体・コンクール終了後）からの「拠点校方式の部活動」への移行と同時に、中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動から選択し、継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、本ガイドラインを策定しました。本ガイドラインは、小野市で行われる地域クラブ活動の運営や指導の望ましいあり方等について、小野市教育委員会の考え方を示すものです。

## 目 次

はじめに	1
1 本ガイドライン策定の趣旨	3
2 地域クラブ活動の在り方	3
(1) 地域クラブ活動とは	3
(2) 目的	3
(3) 今後のスケジュール	4
3 地域クラブ活動の運営・指導体制	4
(1) 参加者	4
(2) 運営団体・実施主体	4
(3) 指導者	4
(4) 活動内容	5
(5) 活動時間	5
(6) 適切な休養日等の設定	6
(7) 活動場所	6
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	6
(9) 保険の加入	7
(10) 熱中症対策	7
(11) 施設の使用について	7
< 部活動、地域クラブ、民間クラブ 比較表 >	8
4 学校との連携等	8
5 地域クラブ認定要件	9

## 1 本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について本市の考え方を示すものである。

学校部活動の地域展開は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すものである。

その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

本ガイドラインは、小野市認定地域クラブの実施団体として参画をする団体や指導者に向けて、地域クラブ活動の趣旨や活動の詳細について記したものである。

部活動地域展開の目的である、「中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境」を確保するため、取組状況について定期的に確認を行い、必要に応じ、見直し改善を図ることとする。

## 2 地域クラブ活動の在り方

### (1) 地域クラブ活動とは

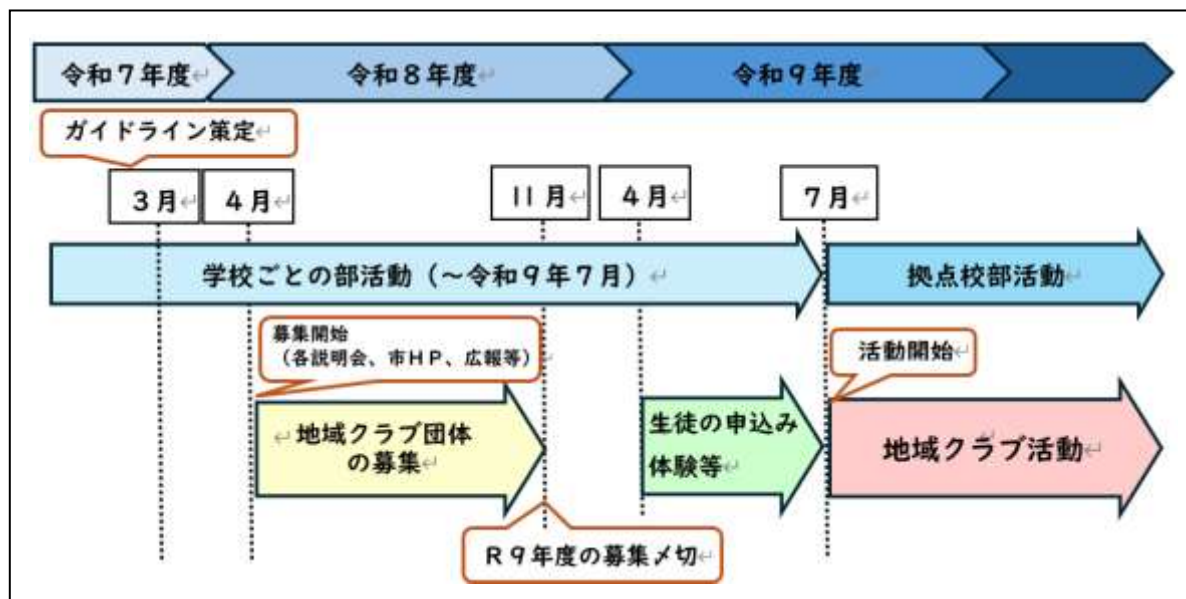
地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、運営団体・実施主体は市内のスポーツ・文化芸術団体等で、生徒の指導は、運営団体や実施団体の指導者が行う。

### (2) 目的

- ① 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図る。
- ② 生徒の多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する。

- ③ 教職員の働き方改革の一環として、学校部活動に従事する負担を軽減することにより、生徒に向き合う時間の確保と地域と連携した教育活動の質の向上を図る。

### (3) 今後のスケジュール



## 3 地域クラブ活動の運営・指導体制

### (1) 参加者

- ① 地域クラブで活動することを希望する小野市内の中学校に在籍するすべての生徒とする。
- ② 市外の学校に通う生徒や中学生以外の年代の方も参加し、一緒に活動できるものとするが、個別の参加条件については、地域クラブごとに定めるものとする。
- ③ 地域クラブの定員は、各地域クラブ団体が定めるものとするが、原則、市内中学生の参加を制限しないこと。

### (2) 運営団体・実施主体

地域クラブ団体は、市内で活動するスポーツ・文化芸術団体、また、新たに創設する団体など、下記「地域クラブの要件」を満たし、市の認定を受けた団体とする。

### (3) 指導者

#### ① 指導者の質の保障

ア 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、市教委が指定する各種研修に積極的に参加し、研鑽に努めること。

イ 指導者として、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。

## ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ団体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること。また、問題となる行動が見られた場合の対応については、運営団体が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処すること。

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこと。

ウ 指導者は、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導すること。

## ③ 指導者の量の確保

地域クラブ団体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

市は、兵庫県指導者人材バンクの活用や市内で活動するスポーツ・文化芸術団体等への指導者養成講座等への参加促進を図るなど、指導者の確保に努めることとする。

## ④ 教師等の兼職兼業

ア 地域クラブ団体は、教師等を指導者として雇用する際には、居住地や当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

イ 兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が適切な労務管理に努める。（上限として、在校等時間も含めて時間外労働と休日労働の合計時間が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内であること）

## (4) 活動内容

地域クラブ団体は、活動内容（活動方針、活動計画、大会スケジュール等）について、生徒や保護者、学校に対して周知すること。

## (5) 活動時間

① 平日の活動は2時間程度まで、休日の活動は3時間程度までを基本とする。ただし、

翌日の学校生活に差し支えないよう、平日は20時まで、休日は18時までに活動を終わることを推奨する。

- ② 中学校生活や学習に配慮した活動時間の設定に努め、適切に休養日を設けること。

#### (6) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

- ① 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、少なくとも学校閉庁日は活動をしないこととするなど、休養日の設定に配慮すること。
- ③ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 定期試験前の一定期間に休養日を設けるなど、中学校生活や学習に配慮した活動時間の設定に努めること。
- ⑤ 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、指導者に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

#### (7) 活動場所

- ① 地域クラブ団体は、中学校をはじめとして、小学校や特別支援学校、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設(コミュニティセンター等)など、幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。
- ② 市及び学校は、安定的・継続的な活動場所を確保するため、学校施設を使用する場  
合については、活動場所の調整を行う。学校施設以外を使用する場合は、地域クラブ  
団体において確保するものとする。

#### (8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ① 地域クラブ団体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ② 地域クラブ団体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」

に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

#### (9) 保険の加入

- ① 地域クラブ団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- ② 地域クラブ団体は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ団体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

#### (10) 熱中症対策（資料1～2参考）

- ① 地域クラブ団体は、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、活動を中止する。
- ② 地域クラブ団体は、活動場所において、暑さ指数(WBGT)を測定し、暑さ指数(WBGT)が「3.1」を超えた場合、原則、活動を中止する。(大会要項等を実施判断について記載がある等、特別な場合を除く)
- ③ 活動前・活動中・活動直後の留意点について、チェックリストを活用し、それぞれの活動に応じた熱中症対策を徹底すること。また、対策内容について、生徒・保護者・学校等に周知すること。

#### (11) 施設の使用について

- ① 地域クラブ団体は、市内学校施設の備品(サッカーゴール、卓球台、支柱等)の使用を許可する。但し、消耗品(ボールや個人で使用するもの、ラインパウダー等)については、各地域クラブで準備するものとする。備品の使用に際しては学校に申請し、使用方法や注意事項を厳守すること。瑕疵があった場合は、速やかに学校、または、市教委へ報告すること。
- ② 公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設の備品等の使用については、それぞれの施設が定めた使用料および規定の適用とする。
- ③ 地域クラブ団体の市内学校施設の利用については、小野市学校体育施設(体育館)開放事業に登録し、利用申込み及び使用料(空調使用料含む)の支払いを行うこと。  
(ただし、「小野市屋内体育館管理運営に関する規則」に基づき、減免を認められた場合はこの限りではない)

<部活動、地域クラブ、民間クラブ 比較表>

	拠点校部活動	地域クラブ（市登録）	民間クラブ・団体
位置づけ	学校管理下	学校管理外	学校管理外
管理主体	市教委・学校	地域クラブ事務局（市）	各団体
運営・実施団体		登録団体	各団体
指導者	教職員・部活動指導員	地域指導者・ 教職員（兼職兼業）	地域指導者
活動場所	学校(拠点校)・市施設	学校施設・市施設	各団体
活動日	土日両日 または、どちらか1日	平日4日、休日1日以内 ※ガイドライン内	各団体
参加対象	市内中学生	市内中学生、他	各団体
費用負担	部費等	月会費、年会費等	月会費、年会費等
保険	日本スポーツ振興センター 災害共済	スポーツ安全保険等	スポーツ安全保険等
大会への出場	拠点校（学校）	地域クラブ	県参加資格に準ずる

#### 4 学校との連携等

(1) 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する社会的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を促す観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

(2) 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を支えられるよう努めること。

(3) 市は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

(4) 市及び学校は、地域クラブ活動の内容等について、生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 5 地域クラブ認定要件

(1) 以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 小野市立中学校に在籍している中学生が活動に参加できること。
- ② 小野市内に活動拠点を設け、活動する団体であること。
- ③ 本ガイドラインに則り、活動方針を策定すること。また、参加する生徒やその保護者等に活動方針を公表すること。
- ④ 地域クラブ活動の運営および指導に携わる指導者等は、小野市教育委員会が指定する研修を必ず受講すること。
- ⑤ 地域クラブ団体の責任者は 20 歳以上とし、少なくとも代表者、会計管理者、指導者等、3 名以上で構成すること。(大学等の学生だけで団体を構成することは不可)
- ⑥ 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- ⑦ 「小野市暴力団排除条例」に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑧ 参加する生徒の健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- ⑨ 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第 9 条の各号に該当しないこと。
- ⑩ 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑪ 営利を目的とした活動ではないこと。

※「営利を目的とした活動ではない」とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入がおおむね均衡している状態を指す。